

志賀町妊産婦医療費助成制度のご案内

～ 妊娠・出産に伴う医療費の医療保険一部負担金相当額を助成します ～

【対象者】 志賀町に住民票のある妊産婦。生活保護受給者や町税滞納者は対象となりません。

【対象診療期間】 妊娠届出受理日（母子健康手帳交付日）の属する月～出産の翌月末日まで

【対象医療費】 **妊娠に伴う医療費**：保険診療の自己負担分
助成の対象となる疾病は、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患、切迫流産、切迫早産。（その他の妊娠に伴う疾患は要相談）
出産に伴う医療費：異常分娩のみ対象です。
出産費用（各種控除あり）が出産育児一時金を超えた場合に限り、その差額分を支給します。ただし、差額が保険診療の自己負担分を上回った場合は、保険診療の自己負担分を支給します。（裏面＜出産に伴う医療費の試算方法＞をご覧ください。）
※各種控除：保険診療分における食事療養費・高額療養費・付加給付、保険診療外分における室料差額・その他経費は対象にはなりません。

【申請方法】 **妊娠に伴う医療費**：『妊産婦医療費支給申請書』を医療機関に提出し、妊娠期間中の疾病について医師の証明、薬局での証明を受け、必要事項を記入し、申請してください。
＜添付書類＞①領収書の原本 ②保険証の写し ③通帳またはキャッシュカードの写し
出産に伴う医療費：『妊産婦医療費支給申請書（出産に伴う医療費分）』に必要事項を記入し、申請してください。（医療機関の証明は不要です。）
＜添付書類＞①領収書の原本、費用明細書の原本 ②保険証の写し ③通帳またはキャッシュカードの写し
※ご加入の健康保険組合から高額療養費や付加給付の支給が該当となった場合、給付金額が明記されたものの写しを添付してください。

【申請期限】 受診日の翌月から1年以内（期限を過ぎた分は助成できませんのでご注意ください）

【注意事項】・薬局での証明を受ける場合は、妊娠期間中のものをまとめて提出してもらうことになりますので、できるだけかかりつけの薬局を決めてください。
・証明にかかる費用（自費）が必要な医療機関もあります。助成額よりも証明代が大きくなる場合がありますので、証明代を医療機関にご確認のうえ、証明依頼（申請）されるかどうかをご判断ください。

～裏面もご覧ください～

< ご加入の健康保険組合からの支給について >

1 か月にかかった医療費が高額になった場合、ご加入の健康保険組合から一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、払い戻される制度があります。払い戻しの該当となった場合、給付金額が明記されたものの写しを申請書と一緒に必ず、提出してください。

●高額療養費

ご自身の所得に応じた限度額を超えて医療機関にお支払いされた方は、ご加入の健康保険へ申請する必要があります。「限度額認定証」をご利用された方は、お手続きは必要ありません。

●付加給付

ご加入の健康保険に制度があり、該当する場合は、ご加入の健康保険へ申請する必要があります。

< 出産に伴う医療費の試算方法 >

下記を参考に、対象と思われる場合は、申請書を記入し添付書類と一緒に申請してください。

請求書兼領収書（例）							
氏名 ○ ○ ○ ○ 様			請求期間		○ ○ ～ ○ ○		
保 険	初診・再診療	医学管理料	在宅医療	投薬	注射	処置	手術
	***点	***点		***点	***点	***点	***点
	麻酔	検査	入院料	保険分合計	食事療養費		
		***点	***点	***点 A	***点		
			保険分負担割合	保険分負担額	②食事療養負担		
保 険 外	入院料	室料差額	分娩介助料	分娩料	新生児保育料	検査・薬剤料	処置・手当料
	***円	50,000 円 E	***円	***円 D	***円	***円	***円
	産科医療補償		その他	保険外合計			
	***円		8,000 円 E	415,000 円			

例) ※領収書内「分娩介助料」欄に金額記載がある場合が、異常分娩の該当となります。

出産費用

A 保険診療の自己負担分

(食事療養費・高額療養費・
付加給付を除く)

+

B 保険適用外

(D - E)

室料差額、その他経費を
除く

出産育児一時金

ご加入の健康保険から
支給されます

=

C 差額(支給額)

C > A のときは A の額を支給